

(表)

(裏)

<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">官 職</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">氏 名</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">年 月 日生</div> <p style="text-align: center;">タクシー業務適正化特別措置法第51条第2 項の規定による</p> <p style="text-align: center;">職 員 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="text-align: right;">                 年 月 日発行                  年 月 日限り有効             </div> </div> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 <span style="float: right;">印</span></p>	↑ 39 ↓ 39 ↑ 39 ↓	<p style="text-align: center;">(タクシー業務適正化特別措置法抜すい)</p> <p>第51条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、登録実施機関又は適正化事業実施機関に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(6) 第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
← 90 →		

注 寸法の単位は、ミリメートルとする。